

資金繰り	資金繰り融資	信用保証付融資	セーフティネット保証 4号・5号・危機	4号 100%保証 (前年比20%以上売上減) 5号 80%保証 (前年比5%以上売上減) 危機 100%保証 (前年比15%以上売上減)	金融機関等 (要市認定)
		融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付	5%以上売上減 (無担保) 融資限度額 中小事業6億円 国民事業8千万円 貸付利率 中小事業0.21% 国民事業0.46% ※ただし実質無利子となる基準有	日本政策金融公庫 0120-154-505
		融資	危機対応融資	5%以上売上減 (無担保) 融資限度額 6億円 貸付金利 0.21% 設備20年以内 運転15年以内 ※ただし実質無利子となる基準有	商工中金 0120-542-711 076-444-5121
		融資	富山県制度融資 ビヨンドコロナ応援資金	15%以上売上減 ※金融機関の継続的な伴走支援を受けること 保証限度額：4,000万円 保証料率：0.2% (県補助によりゼロ) 保証期間：10年以内 (据置5年以内)	中小企業庁 0570-783183 金融機関等 (要市認定)
雇用	従業員賃金の補填	助成	雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金	緊急対応期間 (3年5月1日～4年6月30日) 中小企業 4/5 大企業 2/3 ※雇用保険被保険者以外も対象、上乗せ助成基準有り	富山労働局 076-432-9162
	従業員の休業対応助成	助成	小学校休業等対応助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業した場合等に保護者である労働者に有給の休暇を取得させた事業者 支払った賃金相当額の10/10	厚生労働省 コールセンター 0120-603-999
	テレワーク導入による人材確保	助成	人材確保等支援助成金 (テレワークコース)	通信機器の導入、研修、就業規則等の変更等 機器導入助成：助成率30% 上限100万円 目標達成助成：助成率20% 上限100万円	厚生労働省
	コロナ離職者再就職支援事業	助成	トライアル雇用助成金 正規雇用助成金	コロナの影響により離職された方を雇用した場合に助成。(事前に受入事業主として登録が必要) トライアル雇用助成 最大4万円/人・月 正規雇用助成 最大15万円/人・回	富山県人材活躍推進センター 076-411-9169

協力金等	支援金	給付	事業復活支援金 (5/31申請締切)	2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上減少した事業者 50%減少の場合 給付額 = 売上高の減少額 × 5 上限：個人50万円、法人250万円	中小企業庁 事務局 0120-789-140
	支援金	給付	事業復活緊急応援金 (8/1申請締切)	事業復活支援金（国）の受給を受けた事業者 中小法人等 20万円 個人事業者等 10万円	県緊急応援金 コールセンター 076-444-3202
	支援金	給付	事業復活緊急支援金 (8/1申請締切)	事業復活支援金（国）の受給を受けた事業者 中小法人等 10万円 個人事業者等 5万円	市商工観光課 0765-23-6195
新たな取組	事業改革	補助	事業再構築促進補助金	新分野展開、業態転換の取組み 要件：直近6ヶ月間のうち任意の3ヶ月の売上げが10%以上減少 通常枠：補助率2/3 補助額：100～8,000万円	中小企業庁 0570-012-088
	事業承継・ 事業引継ぎ推進事業	補助	事業承継・引継ぎ補助金	事業承継等を契機とする新たな取組や廃業に係る費用などの一部を補助 創業支援型、経営者交代型、専門家活用法 上限400万円 M&A型 上限800万円 いずれも補助率 2/3、廃業を伴う場合上乗せ200万円	中小企業庁 03-3501-5803
	ビジネス転換	補助	生産性革命推進事業	※低感染リスク型ビジネス枠のみ掲載 ①ものづくり補助金 補助率2/3 上限1,000万円 ②持続化補助金 補助率3/4 上限100万円 ③IT導入補助金 補助率2/3 補助額30～450万円	①もの補助事務局 050-8880-4053 ②日本商工会議所 03-6447-2389 ③事務局 0570-666-424
	商店街の活性化	補助	Go To商店街事業	対象者：商店街（中小小売業、サービス業のグループ等） 対象事業：商店街イベント、商材の開発など 補助額：200万円まで100%、超える部分の1/2	中小企業庁 03-3501-1929
税等の対応	固定資産税減免	減免	先端設備等導入	事業用家屋、償却資産の取得設置 要件：先端設備等導入計画の提出 認定支援機関の確認書の提出	市商工観光課 0765-23-6195 市税務課 0765-23-1069

※税や水道料金、下水道使用料の猶予についてもご相談可能です。税務課（0765-23-1086）、上下水道課（0765-23-1013）までお問い合わせください。
制度に関する情報は日々更新され、新たな制度も発表されています。各制度の詳細については、各機関又は商工観光課（0765-23-6195）までお問い合わせ下さい。